

平成 2 7 年 度 事 業 計 画 書

一般財団法人個人情報保護士会

平成 27 年 3 月 16 日

一般財団法人個人情報保護士会

平成 27 年度 事業計画書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

1. 個人情報保護士会を取巻く環境と活動基本方針

【試験の概況】

本個人情報保護士会の入会資格となる個人情報保護士認定試験は、平成 17 年 11 月のスタート以来、平成 26 年 12 月までで、開催数が計 37 回を数え、受験者数が累計約 15 万人、合格者総数が約 5.3 万人を超え、個人情報に関する資格として、企業および団体のスタンダード資格となっています。なお、近年の合格者数は年度あたり約 5.3 千人から 5.5 千人となっていますが、本年度の合格者数は後述する理由により合計 6 千人に及ぶかと思われます。会員対象となる個人情報保護士の増大に合わせ、また、後述にご説明いたします新体制のもと、鋭意会員の募集活動を行い、平成 27 年度中にも個人会員 2,000 人をめざしたいと考えています。

【現在の動向】

ところで、政府は昨年の消費税増税以来低迷している景気動向を、平成 27 年に入って、「相変わらず個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている」、また、「原油価格下落の影響や円安・株高の進行により、企業に前向きなマインドや経営環境が生まれてきている」としています。

実は、個人情報保護士認定試験の受験や社内教育の動向は景気と決して無縁ではなく、過去においても景気に大きく左右されてきました。企業においては、営業的な予算が教育的な予算に先行することに原因があると思われます。多くの企業の場合、好景気と前向きなマインドの環境の下で、初めて個人情報や企業機密情報の保護、コンプライアンスの遵守、CSR 経営などに関心を持って行くからだと思われます。景気の回復が期待される本年は当会にとって大きく飛躍できる機会であると考えています。

【事件の影響】

一方、昨年のベネッセコーポレーションによる大量の顧客情報漏洩事件は、たいへんな社会問題となり、各業界に大きな衝撃を与えました。個人情報保護法制定から 10 年を経て現れた慣れやタルミの払拭、個人情報保護体制の見直しと再構築の必要性、そして

社員の教育および研修が極めて重要である事を知らしめました。

また、この事件の対策として経済産業省は「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を大きく改正して、早速昨年 12 月 12 日に改正ガイドラインを告示・施行いたしました。

【経済産業省ガイドライン改正】

改正された新ガイドラインの柱として、安全管理措置の強化、委託先の監督の強化および適正取得の徹底があげられます。

特に、安全管理措置の強化において「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」を実践するために講じることが望まれる手法の例示として、様々な手法が挙げられていますが、次の二点は、当会の教育的な事業の見地から、今後大きなテーマになると思われます。

- (1) 個人データの安全管理の実施および運用に関する責任および権限を有する者として、個人情報保護管理者（いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー（CPO））を設置し、原則として、役員を任命すること。
- (2) 個人データの取扱いを総括する部署の設置、および個人情報保護管理者（CPO）が責任者となり、社内の個人データの取扱いを監督する「管理委員会」の設置。

これらの項目は、従来の企業内での管理責任者の人選を、より高いポジションにすることで管理体制をより強固にしようとする意図があると思われます。新たにCPOに就任する役員は責任を負うことになりますので、自ずと力が入り、役員主導の強い管理体制に変わっていくかと思われます。ただ、そのためには役員もある程度の知識を持たなければならない、役員の教育および研修ニーズが高まって来るものと思われます。

なお、全日本情報学習振興協会は、アップグレードセミナーとして役員CPO認定講習会を開催しておりますが、当会としても独自に研修・勉強会などの開催を検討する必要があると思われます。

【個人情報保護法の改正】

また、平成 25 年 12 月 20 日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）で決定された「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえた検討に基づき、具体的に個人情報保護関係法令の改正等により措置する内容について、政府として方向性を示す「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」が、同IT総合戦略本部により昨年 6 月 24 日に決定されました。

この改正大綱はパブリックコメントでの意見募集を経て、昨年 12 月 20 日「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」および「マイナンバー法改正関係について（案）」が提示されました。

そして、今年 3 月、これを基に「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案」および「マイナンバー法改正案」が国会に提案される予定で、3 月末までには改正されるのではないかと思います。

【個人情報保護士の活動】

上述の通り、平成 27 年度における個人情報を取巻く環境は、個人情報保護法が成立した平成 15 年以来の大きな話題となることは容易に想像されます。ガイドラインの改正に加えて、個人情報保護法案による改正も控えていることで、個人情報保護に関わる教育および研修が大変重要な課題となって参ります。個人情報保護士認定試験についても、企業や団体が教育や研修の一環として受験に向けて大きく動いていくかと思われます。

当会としては、今こそ本来の目的に立ち戻ってその業務を強化する時であり、個人会員および企業会員担当者の方々に当会による講演会や勉強会をとおして、正しい個人情報保護法の理解と、適正な個人情報の利用についての啓発を図るべきだと考えます。

また、今後予想される個人情報保護士の合格者の増大に伴い、会員の募集活動に努め、当会を強固な組織にしていくチャンスであると考えています。

個人会員あるいは企業会員に向けて後述いたします普及活動を行い、当会の第一の目的である「個人情報の適切な取扱いや保護に関する啓発活動をとおして情報社会の発展に寄与」して参ります。

【運営体制の強化】

当会は平成 23 年 5 月の設立から満 4 年が経過しました。平成 27 年 4 月以降は 5 期目に入りますが、財務基盤の脆弱性から、なかなか十分な活動ができず苦しい運営を余儀なくされて参りました。

当会には専任の職員が少ないこともあり、講演会、講習会、勉強会、会員募集活動など、全てにおいて、少ない予算のなかで効率的な活動を目指し、同時に試験開催団体である全日本情報学習振興協会の協力および助成を得ながら運営して参りました。

来年度以降、新たな陣容で、当会として独自の活動と施策を実行していく予定です。具体的には、来る 6 月の評議員会において牧野常夫新理事長（現全日本情報学習振興協会副理事長）を選任し、牧野理事長の下で 5 期目の運営を積極的に行って参ります。

2. 講演会・勉強会・講習会等、会員向け啓発事業

個人情報保護法律施行前後には各所で頻繁に開催された個人情報保護関連の講演会や勉強会の熱も昨今はすっかり冷めておりました。しかしながら前述したとおり、ガイドライン改正と法改正により、にわかに講演会や勉強会のニーズが高まってきております。

そこで講演会や勉強会のテーマについて考えますと、そもそも個人情報保護法についての様々な知識が十分に理解されているのかと言えば、決してそうではありません。第一の前提として、当会の原点に立ち返って、「正しい保護法の理解」に関する講演会や勉強会が必要です。

また一方、現在急速な情報技術の進化と共に理解しなければならない知識も更に増加しています。この「新しい情報化の流れ」に対するテーマも必要であると考えています。

講演会や勉強会が再び求められている今、さまざまなテーマを掘り起こし、会員にとって有意義な講演会を目指し開催して参りたいと思います。

【講演会】

(1) 会員向け講演会の開催

前述したとおり「経済産業分野のガイドライン」、「個人情報保護法」および「マイナンバー法」の改正があり、その講演会のニーズは格段に高まっています。

「個人情報保護法およびガイドラインの改正の要点」、「改正法とビックデータの活用」、「マイナンバー法の具体的な準備と対応」等といったテーマでの講演会を開催したいと考えています。

なお、当会が平成 26 年 9 月に開催しました「ソーシャルメディアのリスク管理」についての講演会は、たいへん高い評価を得ることができました。来る 3 月 24 日に開催を予定している「新ガイドライン改正の説明会」にも多くの方々にお申し込みを頂いております。

平成 27 年度開催回数	今夏・来春の計 2 回
主席者予測数	計 250 名

【個人情報保護士認定試験対策講習会】

(2) 個人情報保護士認定試験対策講習会への無料参加

当会会員の対象は個人情報保護士認定試験に合格されている方々となりますが、現時点での合格された年時は、平成 17 年から平成 26 年まで様々です。

合格の年時によっては、現時点で試験内容をすべて記憶しているとは言い難いのが実情です。合格者のための講習としては、個人情報保護士認定カードの更新講習会がごさいますが、更新時期は 2 年に 1 回で、その講習会は 2 時間に限定されていることを考えますと、別に学習の機会が必要であると思われます。

平成 27 年度より、当会の個人会員限定（個人情報保護士取得者限定）で、個人情報保護士認定試験対策として行っている講習会に通常 18,000 円のところを無料（資料代 2,000 円は別途頂戴します）で参加できることと致します。

なお、対象講習会は個人情報保護士認定試験対策講習会のみとして、定員制とし、出席希望者が多数の場合は申込み順とさせていただきます。

平成 27 年度開催回数	年 4 回
出席者予測数	80 名

【勉強会】

(3) 企業会員向け勉強会の開催

前述の「会員向け講演会」の終了後は、出席企業会員の希望者を対象とした勉強会を開催します。講演会のテーマに限らず、実際の企業実務で困っていること、悩んでいることを解決できる場とします。また、各企業担当者が自らの企業の事例を発表し

て、それに対して意見を交換して頂きます。

平成 27 年度開催回数	今夏・来春の計 2 回
主席企業予測数	延べ 40 社

【企業内の講演会】

(4) 企業内での個人情報保護に関する講演会の開催

企業によっては、社員の個人情報保護に関する認識が低く「基本的に各個人が注意していればよい」、「個人情報の漏洩などはたぶん起きないと思う」、「当社では世間で言うような個人情報漏洩は起こらない」などと安易に考えられているケースも存在します。しかしながら、個人情報の漏洩は意図しないヒューマンエラーにより発生するのが一番の原因で、同時に大きな損失を招く事を周知する必要があります。

また、個人情報の取扱いが特殊な場合など、当該企業様の実情とケースに合わせて教育が必要な場合もあります。

当会では、さまざまな企業ニーズに合わせてカスタマイズした個人情報に関する「講演会」を行って参ります。

平成 27 年度企業内講演会	
開催内容	約 2 時間程度の講演会
開催回数	年 5 回

【企業内の基礎講習会】

(5) 企業内での個人情報の基礎講習会

個人情報保護法完全施行から 10 年目となる現時点でも、個人情報保護の必要性については理解しているが、未だその対策についての講習等を行っていないという企業がまだまだ存在します。

これらの企業では、社員の個人情報保護の基礎的な知識が不足しており、知識不足を解消するために個人情報保護士認定試験をお勧めしても、現時点では認定試験を受験させられる水準ではなく「追々受験させて行きたい」と答えられる担当者も多く見受けられます。

受験の前段階として、まず当会は企業内において個人情報の基礎講習会を実施し、それをととして、個人情報保護の教育を行い、関心を持たれた企業につきましては、さらに個人情報保護士認定試験を受験してもらう契機をつくりたいと思っております。

平成 27 年度企業内基礎講習会	
開催内容	4 時間程度の基礎講習会
開催回数	年 15 回

3. 個人情報保護士会会員を支援する事業

【ウェブ試験ID付与】

- (1) ウェブ上による個人情報保護士認定試験対策のための模擬試験および過去問題試験システム利用

個人情報保護士認定試験の過去問題を使用し、ウェブ上にて模擬試験ができるシステムにログインできるIDとパスワードを無償提供しています。個人正会員は5ID、法人正会員は1,000IDまで無償提供となっています。社員や同僚・知人などにご利用いただいております。

利用ID予測 2,000ID

【過去問題の利用権】

- (2) 個人情報保護士の過去問題の使用権を保護士会の会員に付与

保護士会サイト上にて個人情報保護士認定試験の過去問題のデータをダウンロードすることができ、個人・法人会員に利用を許可しています。ただし、営利利用の場合は有料となります。

利用権付与予測 100件

【法律相談】

- (3) 個人情報保護士会会員を対象として顧問弁護士による相談コーナーの設置

様々な個人情報に係わる事案に対する法律相談として、判断に苦しむ場合、または弁護士に相談した方が良いと思われる案件につきましては、有料となりますが当会の顧問弁護士に相談することができます。規定の相談料をお支払の上、当会の弁護士をご紹介します。

法律相談件数予測 5件

4. 法人会員向け各種サービス事業

【プレート配布】

- (1) 個人情報保護推進企業の認定とプレートの配布

個人情報保護士会の法人正会員および法人特別会員には、「個人情報保護の教育を積極的に推進していること」を証するTRIPLE Pマーク入りの個人情報保護推進企業プレートを提供しています。

プレートには「人格尊重の理念の下、個人の権利利益の保護を図るために、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務を果たし、個人情報を慎重かつ適正に取扱っている」こと、「個人情報の安全管理のために適切な措置を講じている」こと、そして安全管理が図られるように「従業者に対する教育を積極的に推進している」ことが記されています。

企業が自ら「個人情報保護に関する努力を宣誓」する形で社内の意識向上を図るも

ので、会社の受付などに設置されている企業様も多数あります。

なお、本プレートの TRIPLE P の英文は Professionals for Privacy and Personal information の P 三字を取っています。

配布企業数予測 40 社

【リスク診断】

(2) 個人情報漏洩リスクの診断業務

「個人情報の漏洩」に対しては、すべての企業が危機感を持っています。しかしながら、その危機感は極めて漠然としたものであって、具体的に「どこに」そして、「どのレベル」のリスクが存在しているかについてはほとんどの担当者は認識していません。したがって、個人情報保護の教育が「いつか必要」であることは認めても、その教育を今すぐ実行に移すという「実行性」に欠けているケースがほとんどです。

担当者は漏洩の原因が社内的かつ人的なものであり、不注意や無感心から起こることも承知しています。ただ、自分が「個人情報保護を担当している間に漏洩事件・事故が起こらなければよい」といった程度の考え方をしている担当者も現実としては多くございます。したがって、それらの方々に当会のリスク診断を行い「具体的なリスク」と「そのリスクの大きさ」を示していかないとご納得して頂けないという現実があります。

当会では、希望される企業のリスク診断を行い、その企業のリスクを絶対評価として数値化し、当該企業が多くの企業の中でどのような位置にあるかを示す「リスク偏差値」を提供しています。

平成 27 年度リスク診断受託予測数 合計 50 社
診断者予測数 約 1000 人

【コンサルティング】

(3) 個人情報保護のコンサルティング業務

企業で個人情報保護を担当されている方は決して多くはなく、実情は一企業当たり 2～3 名の場合が多いのではないかと思います。また、多忙な業務として従事したり、あるいは兼務していたりする場合も数多く見受けられます。

このような状況を考えると、他の第三者のサポートがなければ、「スピード感」や「実行力」は生まれないのではないかと思います。

また、情報漏洩に対するリスクを強く感じて、そのリスクを除去・軽減する適切な解決策すなわち手段や方法が見つからないこともあります。

個人情報保護対策を早急にかつ円滑に進めるには、個人情報保護コンサルティングは大変有効であると感じるところで、当会は希望する企業には適切なサポートを提供していきます。

平成 27 年度受託企業数予測 10 社

5. 個人情報保護士の認知度を向上させる事業

【マスコミリリース】

- (1) 個人情報保護に係るアンケートを実施、結果をマスコミにリリース

平成 27 年は個人情報保護法施行から満 10 年となる節目の年です。施行された月である 4 月から 6 月にかけて個人情報保護の実態に係る調査アンケートを行い、その調査結果をマスコミにリリース、もって当会の認知度を向上する考えです。

年間リリース回数	2 回
送付マスコミ数	2 回述べ 500 社

【インターネットネットによる PR】

- (2) 個人情報保護士サイトより調査データおよび結果の発表等による PR 活動

個人情報保護士の会員向け及び一般向けサイトにおいて、様々な個人情報に係わる情報を提供、または個人情報に係わる様々な情報にアクセスできるリンク集を作成し、情報の発信に努め、もって当会の認知度を向上いたします。また前述した個人情報保護の実態に係る調査アンケートを当会サイトにて発表致します。なお、個人情報保護士認定試験の解答速報は現状通り継続して参ります。

6. 書籍および支援ツールの作成事業

【過去問題集提供】

- (1) 個人情報保護士認定試験の過去問題集を頒布

「個人情報保護士認定試験精選問題集」を、個人正会員は年間 5 冊まで、法人正会員は年間 300 冊までを希望者に無料頒布しています。平成 27 年度より PDF による頒布および個人情報保護士認定試験問題アプリの提供も行う予定をしています。

平成 27 年度過去問題集頒布予測冊数	2,000 冊
---------------------	---------

【支援ツール】

- (2) 会員証、PIIA マーク、PIIP シールの提供

些細なことではございますが、平成 27 年度より、希望される方には写真入りの会員証を提供することとなりました。また、現在個人情報保護士会サイト上より PIIA マークをダウンロードができ、また同サイトより 1 名につき PIIP シール 100 枚までの無料配布のお申し込みも行っています。

7. 会員募集計画

【個人会員募集】

(1) 個人正会員募集計画

個人正会員につきましては、その募集にあたり、講演会や講習会などの実利面のメリットはもとより、個人情報保護士会に所属していること自体が会員の「ステータス」となるよう、前述しましたマスコミへのリリース活動を始めとした広報宣伝およびインターネット上でのPR活動等、個人情報保護士会の認知度を向上させる活動を行っていく考えです。また、当会のホームページ上において、会員、一般に向けた個人情報保護や情報セキュリティに係る情報発信活動に力を入れて参りたいと考えています。

平成 27 年度新規個人正会員入会数目標

500 名

【法人会員募集】

(2) 法人会員募集計画

現在、当会には会員募集活動を行うための専任の職員がいないこともあり、法人会員募集活動は厳しい状況にあります。当会は個人情報保護の啓蒙と啓発を行う当会と、認定試験を開催する全日本情報学習振興協会が協力することで、相互の発展を図ることが基本方針となっており、平成 26 年度まで独自に企業会員の募集活動を行っていませんでした。平成 27 年度は、引き続き全日本情報学習振興協会の営業担当者の協力を求めて参りますが、同時に当会事務局も独自に知恵を絞った募集案内の送付及びインターネット広報などを行い、両法人双方による募集活動をして参りたいと考えています。

平成 27 年度新規法人正会員入会数目標

10 社

平成 27 年度新規法人特別会員入会数目標

10 社